

全員協議会次第

令和元年6月14日
全員協議会室 10:45～

1. 開 会 (10:45)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田議長

3. 協議事項

(1) 意見書の調整について

4. 報告事項

(1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:11)

小松副議長

令和元年6月14日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 内藤美佐子
議員 山口正史
議長 井田和宏

議員 鈴木淳
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
副議長 小松伸介

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前10時45分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（井田和宏君） それでは、全員協議会ということで、本当に本会議一般質問終了後お集まりをいただきまして、ありがとうございました。今定例会には13名の議員の方が一般質問をしていただきました。どの議員さんもそれぞれの課題を持った中で一般質問をしていただきました。ありがとうございました。また、これからもそれぞれ素晴らしい一般質問をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

きょうは、協議事項、意見書の調整ということで進めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら慎重審議をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございました。

◎意見書の調整について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、3の協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、直ちに協議事項に入りたいと思います。

本日の協議事項は、意見書の調整ということであります。

今回は3本の意見書が提出をされております。提出順にそれぞれ説明をしていただき、調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず順番でいきますと、内藤議員のほうからお願いをしたいと思います。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。よろしくお願いいたします。

今回、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書ということで出させていただきますと思っております。国のほうで問題になりまして、不正が指摘されていまして、厚労省が作成した毎月勤労統計調査という統計、これは私たちの賃金や労働時間に関する統計で、調査結果がGDPの算出にも用いられますし、雇用保健の支払いなどにも関係してきます。政府における基幹統計の一つとして位置づけはされておりますけれども、この統計がしっかりしていないと、労働者の賃金が上がったのか、下がったのか、残業がふえたのか、減ったのかなど、労働環境の変化について正しく認識ができなかったのではないかとということで、大変問題になりました。それで、担当行政官の処分なども行われましたけれども、まだまだ国民の中には疑念を払拭されていない状況でもありますので、やはり信頼される政府統計を目指して改革をしていっていただきたいという思いで出させていただきますと思っております。

統計が信用できない国は、国際社会で高い評価を得ることは絶対にはないとされておりまして、今回この政府統計で不正が見つかったことは、日本が信用できない国になりかけているということではないかというこ

とで、これは公明党としては大変危機感を持っているものでございます。これは早急な対応が必要だと思っております。そういうことで意見書を出させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（井田和宏君） それでは、内藤議員より説明をしていただきましたけれども、調整できる点等があればご指摘をしていただきたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

この標題のところは、「さらなる統計改革を求める意見書」となっております。でも、今回の問題は統計改革の問題ではなくて、いわゆる本来のルールに基づいていないというところが一番大きな問題なので、ちょっとこの内容を見ていっても、特に4番、「ガバナンス、コンプライアンスの在り方」、見直しを行うことは結構なのですが、これは改革ではないのではないかと。基本に戻れという話ではないかなと思ったのですが、その辺の見解をお願いします。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

確かにルール上間違っただけをやっていたというのを、それを放っておいたというところは大変、そこは正せばいいのかというのではなくて、人間には間違いがあるので、どこかでその不正を見つけるルールを策定しておかなければいけないのではないかと議論が今行われています。ルールの改正というところで、今、厚労省ではなくて総務省のほうで、そういう点検だとか今後のやり方についてもいろいろと改革が行われていて、5月にいろんな、こういうことが必要ではないかというのが出てきたというの、ちょっときょう、資料は持っているのですが、それをちょっと私はまとめていないのが何とも言いづらいのですが、総務省がこうやって統計について出しております。どこに何が問題があったのかという洗い出しもちろん大事なのですが、記のところで、やはり今までやっていた政府統計をこういうところを改めなければならぬというのを、それを改革と呼ばせていただいて、書かせていただいています。特に、例えば2番目の統計委員会の位置づけの検討、または分散型統計行政機構の問題点、日本はこれは各省庁に分散して統計をやっておりますけれども、例えば他の国ではちゃんとした部署を設けて統計をやるというような、そういうところもあるということで、そんなところも、「問題点の整理を行うこと」ということで、だめとは書いていないのですが、しっかりと検討したほうがいいのではないかとということで、そういうところを検討すると改革になるというふうにも思っています。

ほかにもちょっといろいろあるのですが、もちろん不正というのは改めなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、続きまして小松議員よりお願いしたいと思います。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）ということで提出をさせていただきました。済みません、初めに私のほうで訂正をさせていただきたいと思っております。「記」が抜かっ

したので、「記」のほうを入れたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この意見書案のとおりなのですが、暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいるということで、昨年は3月に東京都目黒区で女児虐待死事件というのもありましたし、また先日も札幌のほうで2歳のお子さんが亡くなるという事件もございました。本当にこういった児童虐待の防止というところをさらに対策を打っていただきたいという思いから出させていただきましたので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今小松副議長より説明をしていただきましたが、調整できる点等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと1点お伺いしたいのですけれども、2番目の「学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化」とあるのですけれども、警察との連携というのは、学校ですので、どんな連携を考えているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 具体的な部分というところは何とも言えるところではないのですけれども、やはりこの間、ちょっと忘れちゃったけれども、10歳の子が亡くなった事件がございましたよね。その件もありまして、学校のほうでいじめを、お父さんから虐待を受けているというところが、お父さんのほうにいじめの件が知らされてしまったというところもございましたので、そういったところも含めまして、「学校における」という部分を入れさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際にこういうことがないように、やっぱり、1番もそうですけれども、「しつけによる体罰は要らない」と、私ももちろん、これは本当、大切なことだと思っております。話し合いでやっていくことが本当のことなのですよ。ですから、これは全くおっしゃるとおりなのですけれども、その続きに「民法上の懲戒権」というのがありますよね。少年法についても、犯罪のときに年齢を引き下げてしまいましたよね。まだまだ子供たちは成長の段階なのに、そんな刑を年齢を下げていく、そういう方法ではなくて、そういったなぜ犯罪が起きるのか、その原因をやっぱり、これは社会全体的な問題だと思うのです、こういう虐待が多くなったりとか、暴走事故が多くなったりとか、やっぱり社会全体だと思いますので、その社会の全体のところを改善しないで、こういった懲戒権とか警察の導入とか、その辺はちょっといき過ぎだというふうに思いますが、その辺はどう思っているか。

○議長（井田和宏君） 質問……

○議員（吉村美津子君） それで最後にします。

○議長（井田和宏君） 調整できる点ですので、その点を踏まえてお願いします。

小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

ご意見ありがとうございます。その辺ちょっと、会派のほうで今いただいたご意見をもとに調整させてい

ただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

記といたしますか、2番目のところで、もちろん今話している学校と警察もそうなのですが、こういった連携の部分では、先ほどもお話しした、先日の札幌の事件でも、今ニュースでやっているのは警察と児童相談所の連携がとれていなかった……連携はとれていたというか、証言が食い違っていたりと、要は連携がとれていないところもあったので、そういったところもつけ加えられたらつけ加えても、この場合学校のことですけれども、学校と、あえて警察だけではなく、例えば児童相談所との連携という形で入れてもよりよくなるのかなと思いましたので、ちょっと一言述べさせてもらいました。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） ご意見ありがとうございます。会派の中で調整させていただきます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で小松議員提出の児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）については閉じさせていただいて、最後、本名議員から提出の性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書（案）について説明をいただきたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書（案）ということで説明させていただきます。

昨年、性犯罪の被害者の支援、ワンストップセンターの充実などの支援の意見書を2本、国、それから県に出させていただきました。国のほうのは皆さんのご協力で意見書案採択ということで、ありがとうございました。その中で、支援も大事だけれども、刑法が問題だよという、そういうご意見、ご指摘もあったかと思えます。今回はその刑法のほうなのですけれども、今大きな問題というか、ミーツ運動というような、そういう呼び方というか、セクハラ、それから性犯罪に対する、非常に表に出にくいというか、声を出しづらいがゆえになかなか表面化しなかったのが、勇気ある人たちが声を上げて、ミーツ運動ということで大きな社会問題化しております。性犯罪ですね。今までは泣き寝入りするような状況。今も別にそれはなくなったわけではありません。

そういう中で2017年6月には110年ぶりに刑法が改正されて、性犯罪に関するいろいろ改正、改善点がありました。しかし、その議論の中において、いろいろ議論されて、この改正では不十分ではないかとか、さまざまな意見が闘わされました。そういった経緯だと思うのですけれども、3年後をめどに見直しするというようなことも改正刑法の中に加えられました。その改正が2020年、3年をめどという、3年後は2020年になるわけですけれども、来年ですね、そういう状況なのですけれども、この改正された刑法、それに対してはこれまでよりも被害者がより救済される方向になって、歓迎の声があった一方で、また最近裁判で性犯罪の加害者側が無罪になるような例が相次いで、またさらに大きな社会問題化しております。

そのような中で、この3年をめどに見直しという、これをぜひ進めてほしい、なるべく早く見直しの議論

を進めてほしいという、そういう声も被害者支援団体などから、関係者から声が上がっております。それをぜひ後押ししたいという意味におきまして、今回この性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書(案)ということで出させていただきます。

以上です。

○議長(井田和宏君) 本名議員より説明していただきましたが、調整できる点等があればお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

内藤議員。

○議員(内藤美佐子君) 3年をめどに見直し規定というのは附則に確かについているのですね。それが来年が改正3年後ということになれば、改正に対する、附則についていますので、議論は私はやってもいいのかなというふうに思っています。ただ、この記がちょっと範囲が広いというか、不同意は全部罪だみたいなことは、本当に自由な恋愛だとか結婚だとかそういうところに何か利用されるというか、思い込みだとか、そういうものもあるのではないかなというような気もして、今は裁判所に結構任せられているというところがあると思うのです。結構厳罰化になって、厳しくはなっていると思うのですけれども、あとはそのケースケースごとに厳しくなっている。たまたま最近の判例で、ちょっと、これどうなのというのは確かにありましたけれども、それもその証拠を集めた裁判所が決定をしたということであれば、そこは尊重はしなければいけないのかなというふうにも思っています。ただ、見直し規定があるので、議論を始めたらどうかというところで終わらせておいていただければ賛成もできるかなと。

ただ、記のところは国のほうでしっかりと、以前もここは随分議論をしたところでもありますので、それをもう一度議論し直すみみたいな形になっているかなというふうに思っていますので、改正に向かって議論をスタートしなさいで終わらせてくだされば賛成はできるかなというふうにも思います。

以上です。

○議長(井田和宏君) 本名議員。

○議員(本名 洋君) それはご意見として受けとめさせていただきますけれども、ただ、その部分ってかなり根本的な部分で、例えば欧米の多くの国では同意のない性交イコール犯罪であるという、そういう、これは法律上の問題であるのですけれども、社会通念というか、人々の認識の問題でもあると思うのです。ですから、今内藤議員がおっしゃったように、そういう意見も当然出てくるわけですね。だから、そこら辺の社会上の認識が変わっていくことも必要ではないかなとは思っているのですけれども、とりあえずご意見としては受けとめさせていただきますけれども、私としてはそこは結構根本的なところなので、変えられるかどうかははっきりはお答えはできませんけれども、以上です。

○議長(井田和宏君) ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井田和宏君) ないようですので、以上で協議事項、意見書の調整については閉じさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長(井田和宏君) 次に、報告事項であります。

議会広報広聴常任委員会より報告をお願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 議会広報広聴常任委員会より2点ほどご報告いたします。

まず、1点目なのですが、5月13日ですか、臨時会の際、終了時に町長と改選後の議員全員で写真撮影をしたのですが、ちょっとそのとき菊地議員のほうが一歩早退でいらっしやなかったこともありまして、18日の定例会が閉会した後、いま一度皆さんで全体の写真撮影をしたいと思います。もしかしたら新しい議会だよりの表紙等にも使うこともあるかもしれないですし、今後全員そろった写真というものもなかなかないと不都合が生じる場合があるので、ちょっとそちらのほうを、写真撮影を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

あと、議会閉会后、今までどおり皆さんの一般質問の原稿を提出していただくのですが、特に新しく議員になられた皆さんは初めての経験だと思うので、ここに発行要領や用字例、また原稿の書き方の見本を資料として配付しておきましたので、こちらのほうを確認しながら原稿の作成をお願いいたします。締め切りが議会終了後3日後なので、来週いっぱい、21日の金曜日となるのですが、各答弁者から判こもいただいて、その提出が21日ということで、もしずっと出張だということだったらまた話は別なのですが、なかなか、ぎりぎりに出して判こはまだもらっていないということもあって、週がずれて日が延びてということもあったので、21日に基本的には答弁者の判こをもらった議会だよりの原稿の提出の締め切りということでご理解のほうよろしくをお願いいたします。

あと、議会だよりの原稿だけではなく、それに関連した、自分の質問の内容に関連した写真またはイラストなどもその21日までが締め切りとなっておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今議会広報広聴常任委員長より説明がありましたが、今の説明に対して質問があればお受けをいたしますが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今、先ほど担当課のほうから印をもらうということなのですが、サインの自筆でも構わないというふうなことで、新しい議員の方がいらっしやるので、確認です。

○議長（井田和宏君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 答弁者に記入していただいたものであれば、手書きのサインでも構いません。

○議長（井田和宏君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません。写真についてはどういう形で。データで出すのか。また、これのひな形みたいなデータみたいなものがあるのかお聞きしたいのですが。

○議長（井田和宏君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 写真については、事務局のほうにデータで送っていただいております。そのデータをまた縮小したりとかありますし、もしくはUSBなどの持ち運べる媒体に記録したものを事務局に持って行っていただければ、それもコピーできますので、そういった方法でお願いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） あともう一点聞きたいのですけれども、判このことなのですけれども、実際そういう形で、いや、それは言っていないよとか、そういう場合というのはあり得るのか。そういう場合の対処というのはどうしたらいいのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 基本的に答弁者側からは、こういったことを言っていないというよりも、言っていないことを書くことはなかなかないと思いますので、ちょっととり方が違った場合は、答弁者側のほうから、こういうふうに訂正してくれないかというような形で今まで上がってきておりますので、その向こうから上がってきたものに準じて変更していただければと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 新しい議員さんいるので、1点だけ。よくあるのが、締め切り日に実際に課長のところに行ったときに、課長さんが不在で押印をもらえないというときがあると思うのです。その場合って、担当課のほうに原稿のほうを置いてきて、事務局に上がってくるのが、その日戻られないときというのは翌日になるときもあるのですけれども、その場合はそれで大丈夫ですか。

○議長（井田和宏君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） もちろんそういったどうしようもないこともあるのですけれども、そういったことも踏まえて、できればぎりぎりではなく、前日などに出していただけると非常に助かりますという意味を含めておりますので、ぜひご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） では、ないようですので、議会広報広聴常任委員会からの説明は以上とさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） ほかに皆様方から報告事項がございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） では、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局より連絡事項を申し上げます。

前回の全員協議会で申し上げましたが、議員互助会費2万2,000円を本日から21日金曜日まで事務局までご持参していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） では、互助会費のほうもよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、私のほうから1点だけ。

議案書が2件出ていますので、それを受け取ってお帰りいただきたいと思います。よろしくお願ひしたい
と思います。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） ないようでしたら、報告事項、そしてその他も含めて終了とさせていただきます。

次回の開催日時を申し上げたいと思います。

今回は6月25日火曜日であります。内容につきましては、議会基本条例と倫理条例の勉強会と研修会を行
いたと思いますので、あわせてよろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○議長（井田和宏君） では、事務局にお返しをいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） 改めまして、お疲れさまでございました。

それでは、閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、大変お疲れさまでした。議会後の全員協議会ということで、お疲れさまで
した。

きょうは意見書の調整ということで、調整したものに関しては月曜日の9時までに提出ということになっ
ておりますので、次に意見書を出される方はぜひそのように対応していただきたいというふうに思いますの
で、よろしくお願ひします。

残りは18日の閉会日ということで、議案審議等がございますので、皆様、体調を崩しやすい時期でございま
すので、ご留意いただきまして、議会のほうをよろしくお願ひいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

（午前11時11分）